

条件の成就の妨害等 H11-06-2 <<#375>>**【問】 正誤をつけよ。**

AとBは、A所有の土地をBに売却する契約を締結し、その契約に「AがCからマンションを購入する契約を締結すること」を停止条件として付けた(仮登記の手続は行っていない。)。AB間の契約締結後に土地の時価が下落したため、停止条件の成就により不利益を受けることとなったBが、AC間の契約の締結を故意に妨害した場合、Aは、当該停止条件が成就したものとみなすことができる。

【答え】 正しい**《ポイント》 条件の成就の妨害等**

条件が成就することによって**不利益を受ける当事者が故意にその条件の成就を妨げた**ときは、相手方は、その条件が**成就したものとみなす**ことができる。(民法 130 条 1 項)

《補講》

条件が成就することによって**利益を受ける当事者が不正にその条件を成就させた**ときは、相手方は、その条件が**成就しなかったものとみなす**ことができる。(民法 130 条 2 項)